

公 示 日 : 2022 年 7 月 27 日 (水)

調達管理番号 : 22a00359

国 名 : パキスタン

担 当 部 署 : パキスタン事務所

調 達 件 名 : パキスタン国自動車産業振興アドバイザーⅣ業務

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 自動車産業振興アドバイザー

(2) 格 付 : 2号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2022 年 9 月上旬から 2024 年 8 月下旬

(2) 業務人月 : 現地 13.00、国内 1.00、合計 14.00

(3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 7 日、現地業務 90 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日
 - ・ 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日
 - ・ 第 4 次 国内準備 2 日、現地業務 90 日
 - ・ 第 5 次 国内準備 2 日、現地業務 90 日、帰国後整理期間 5 日
- 本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 20% を限度とする。

2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 20% を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

(3) 提出期限：2022年8月10日（水）（12時まで）

(4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年8月23日（火）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
② 対象国・地域での業務経験 8点
③ 語学力 16点
④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	自動車産業振興に係る各種業務
対象国及び類似地域	パキスタン及びアジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタンは2.2億人の人口を抱えており、自動車産業における国内市場の潜在的な規模は大きいものの、国内販売台数は長期的に伸び悩んでいる。四輪車（乗用車、軽商用車、バス・トラック）生産台数は2017/18年度（会計年度/7月1日～翌年6月30日）が27.0万台、2018/19年度は24.8万台、2019/20年度は為替安を背景とした販売価格の上昇と増税により販売市場が急激に冷え込み、これに新型コロナ禍が追い打ちをかけたこともあり11.3万台へ急減、直近2020/21年度四輪車生産台数は政府目標42.9万台に対し24.2万台に留まるなど、潜在力を生かせていない。

パキスタンにおける自動車産業の発展は、1980年代後半から採られた強制国産化政策を受けて、それまで輸入販売を行っていた日系メーカー各社が次々と国産化許可を取得し現地生産に乗り出して以降市場が拡大してきたことにより、国内乗用車販売市場における日系メーカーのシェアは高く、昨年度は97%のシェアを占める。しかし市場規模がまだ小さいため、これら日系メーカーの現地組立車の価格や機能・品質、納入リードタイムに関しては輸入中古車や他国生産車と比較して劣らざるを得ない面があり、これに対する大きな不満や不信感が消費者の間に広く浸透している。また、市場規模が小さいために外資系部品メーカーの進出は少なく、日系メーカーは現地パートナーグループ企業等からの現地調達を推進したい意向はあるものの、現地調達部品・材料は機能・品質面での課題が多いため、現地調達率は36.6%（JETRO「2018年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」）にとどまっており、大半は輸入により割高の部品を調達せざるを得ない状況にある。

パキスタン政府は2016年に「Automotive Development Policy 2016-21」（ADP）を策定し、既存メーカーによる寡占状況にある市場の活性化を目指し、新規参入メーカーの国内生産投資に対して設備投資・部品輸入上の優遇関税が与えられることとなり、これに応じて韓国、中国等の複数のメーカーが新規に進出した。一方、日系メーカーを中心とした既存メーカーの増産投資にはインセンティブが与えられず、各社の投資意欲を削ぐこととなり、日系メーカーから本政策の改善を強く求められることとなった。

2020年、パキスタン政府は電気自動車の普及に向け「Electric Vehicle Policy 2020-2025」を策定・承認した。本政策は、バッテリー電動車に対して、完成車の輸入・販売における減税や、部品や製造設備・施設の輸入に対する免税等を行うものだが、日系メーカーが得意とするハイブリッド車やプラグインハイブリッド車は対象となっておらず、日系各社から改善が求められていた。また、購入補助金や炭素排出クレジット制度の導入、さらに、充電ステーションの整備や、バッテリー等の製品安全及び廃棄・リサイクルについても具体的な施策

や計画は定められておらず、本政策の実施には改善すべき課題が多い。

パキスタンの自動車市場・産業の現況と、これまでの政策の反省・教訓を踏まえ、パキスタン政府は2021-26年を対象期間とする次期自動車産業政策の策定に取り組み、昨年12月ようやく同政策（Auto Industry Development and Export Policy (AIDEP)）が承認、公表された。AIDEPの実践に向けた今後の主な課題は次のとおり。

1. 国内販売市場の拡大に向けた低価格小型車の普及策
2. 自動車部品等の現地生産調達率向上のための国際競争力強化策
3. ハイブリッド車を含む電動化推進策
4. 導入される国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)が定める車両安全基準の実施・運用手順の策定
5. 二輪車・トラクタ・自動車部品の輸出促進策

今後AIDEPの下、市場・産業・技術の最新動向を踏まえて、関係省庁・機関が民間企業と適切に調整・連携しつつ、具体的な施策を立案・実施していくこととなる。

2012年度以降、JICAは自動車産業振興アドバイザーⅠ、Ⅱ、Ⅲを産業・生産省工業開発庁（Engineering Development Board, Ministry of Industries and Production（EDB））に派遣し、パキスタン自動車産業の主要な課題の整理、第三国事例の紹介及び日系メーカーとの連携に係る調整等を通じて政策提言をしてきた。同アドバイザーⅢにおいては、国際的な自動車産業動向の調査・分析（電気自動車等）、ADPの実施に関する助言・支援（関税の合理化、車両基準・認証の国際調和化等）、次期自動車産業政策の策定に関する提言（販売市場の拡大、車両基準・認証の整備、裾野産業の育成等）を行い、EDBの政策策定・実施能力の向上を支援してきた。一方で、2020/21年度にJICAが実施した「自動車産業振興に係る情報収集・確認調査」では、EDBの策定した自動車産業政策の実施能力が課題として指摘され、EDB職員の具体的なアクションプランの策定・実行にかかる能力向上が必要であることが確認された。

上記を踏まえ、パキスタン政府は、低価格小型車の普及、自動車部品等の現地調達率の向上をはじめとしたAIDEPの下での自動車産業振興にかかる技術的支援を行う自動車産業振興アドバイザーⅣの派遣を要請した。

7. 業務の内容

本業務は、個別専門家派遣を通じ自動車産業振興に係るEDBの能力向上支援を行い、以って、自動車産業分野における投資環境上の課題解決、部品等の現地生産化、国内市場の拡大等に向けた施策が整理・共有され、実践されることにより、既進出日系企業及び外国企業の投資が拡張されるとともに、日系部

品メーカー等の進出が促進され、パキスタンの経済成長に寄与する政策の実施強化に資することを目的とする。

具体的には、本業務従事者は、EDB をカウンターパート機関（以下、C/P 機関という）とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、AIDEP において導入されることとなった WP29 が定める車両安全基準にかかる実施計画の策定、国内自動車部品製造業の国際競争力の強化ならびに輸入代替品開発、小型車の生産促進や燃料消費の削減に資する電気自動車やハイブリッド車の普及促進のための効果的な施策の実施に関する技術的指導・助言を行う。2022 年 9 月～2024 年 8 月までの間にシャトル型で本アドバイザーを派遣することとし、合計 5 回の渡航を想定する。なお、以下の業務を通じて、C/P 機関を始めパキスタン政府側のオーナーシップを引き出しつつ、能力強化を図っていくよう留意する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022 年 9 月中旬～2022 年 9 月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、パキスタン政府作成の関連報告書等を参照し、パキスタン（以下、「パ国」）の自動車産業の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「自動車産業振興アドバイザーⅢ専門家(2017 年 9 月～2021 年 2 月)」の活動）の概要を把握・分析する。
- ② 既存文献から他のアジア諸国、特に、経済規模など「パ国」と類似性のある他国における車両安全基準の導入・実施施策、国内自動車部品製造業の国際競争力強化および輸入代替品開発政策、小型車の生産促進と購入者へのインセンティブを含む市場拡大策、電気自動車等の普及促進策等について事例を収集する。
- ③ 日本パキスタン経済委員会を所管する日本商工会議所国際部を訪問し、同委員会の活動状況や自動車産業における投資環境の改善に向けた同委員会による要望事項等について情報を収集する。
- ④ JICA パキスタン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ⑤ ワークプラン(英文)を作成し JICA パキスタン事務所による確認ののち JICA パキスタン事務所ならびに JICA 南アジア部に提出する。

(2) 第 1 次現地業務期間（2022 年 9 月下旬～2022 年 12 月下旬）

- ① 導入される車両安全基準(17 項目が導入予定)について、検査、認証、登録、更新等に係る実施・運用手順の策定状況を C/P 機関へのインタビューを通じて情報収集し、同基準の導入に向けた準備状況と課題を把握するとともに、国内準備期間において収集した他国の事例との比較、検討を行う。
- ② 車両安全基準の導入に取り組む日系企業等を訪問し、導入上の課題やパキス

タン政府への要望、当該安全基準を満たす国産部品の開発に向けた課題等を調査し C/P 機関に報告するとともに、当該課題等の改善策を検討する。

- ③ 日系企業商工会（カラチ（毎月開催）、ラホール（隔月開催））の定期会合に出席し、日系企業（自動車産業）、在パキスタン日本国大使館、在カラチ日本国総領事館、JETRO カラチ事務所等と情報共有を行う。また、日本・パキスタン官民合同経済対話において構築された日系自動車メーカーと C/P 機関との定期協議が行われる場合はこれに参加し、双方による対話を促進する。さらに、パキスタン自動車製造業協会 (Pakistan Automotive Manufacture Association/PAMA) 及びパキスタン自動車部品工業会 (Pakistan Association of Automotive Parts and Accessories Manufacturers/PAAPAM) 等の業界団体と必要に応じて情報交換を行い、有益な情報について C/P 機関への情報提供・助言を行う。
- ④ 国内準備期間において収集した他国の事例を参考に、車両安全基準を満たす車輛のパキスタンにおける普及促進策を検討する。
- ⑤ 日系企業を訪問し、既国産部品として C/P 機関がリスト化した品目の中で日系企業が未だ現地調達していない部品とその原因を聴取するとともに、日系企業による現地調達の可能性を含め、リスト化された既国産部品それぞれについて国際競争力を分析し、コスト面、品質面等から外国製（輸入品）と競える可能性のある部品をリストアップする。
- ⑥ 国内準備期間において収集した他国の事例を分析したうえで、国内自動車部品製造業の国際競争力強化および輸入代替品開発に向けたパキスタン政府の取り組みについて施策案を検討する。
- ⑦ C/P 機関へのヒアリングを通じて AIDEP における小型車の生産促進のための関税優遇策や税制インセンティブ等の内容を把握したうえで他国の事例との比較、検討を行う。他国事例の参照においては、各種インセンティブの施策効果の分析をあわせて行う。
- ⑧ C/P 機関へのヒアリングを通じて AIDEP におけるハイブリッド車を含む電動化推進策の進捗状況ならびに政府の課題を把握したうえで日系企業等へのヒアリングを行い、パキスタンにおける電気自動車やハイブリッド車の普及促進に向けた企業側からの要望等を聴取する。
- ⑨ 車輛安全基準の導入、運用行政にあたる C/P 機関の能力強化支援を目的に、自動車基準の国際調和を推進する日本政府の活動を支援する日本自動車基準認証国際化研究センター (Japan Automobile Standards Internationalization Center/JASIC) の専門家らによるパキスタンへの技術指導ミッションの受け入れ、ならびに C/P 機関の幹部、実務担当者を対象とした本邦への技術指導ミッション（本邦招へい事業として実施予定）の企画、準備を行う。JASIC 専門家ミッションの実施時期は第 2 次現地業務期間内、第 4 次現地業務期間内

ならびに第 5 次現地業務期間内にそれぞれ一回とし(2023 年 3 月、11 月、2024 年 7 月を想定)、JASIC 専門家ミッションとして受け入れる専門家は各回 3 名、期間は移動日を含めて各々15 日を目安とする(第 3 回目は 9 日を目安)。C/P 機関の本邦への技術指導ミッションは第 3 次現地業務期間内に一回実施することとし(2023 年 7 月を想定)、参加者は 4 名、期間は移動日を含めて 10 日を目安とする。JASIC 専門家ミッションにおける技術指導の内容は、第 1 回目はパキスタン政府における車両安全基準の導入、運用に向けた準備状況の確認(各種規定の制定、組織体制、人員配備、導入設備、予算措置、IT 環境など)と課題の洗い出しを目的とする。その際、査・認証・登録業務にあたる人員の能力開発が必要となる場合は研修方法等の助言を行い、そのうえで導入、運用体制の構築に向けた作業手順と工程表の作成に資する指導を行うものとする。第 2 回目は C/P 機関の本邦への技術指導ミッション後のパキスタン政府における作業の進捗確認、課題の洗い出しと改善策の提案ならびに審査・認証・登録実務に係る能力開発研修を実施する。そのうえで第 1 回 JASIC 専門家ミッション受け入れ時の指導に基づきパキスタン政府が作成し、実行中の作業手順と工程表の見直し、改訂に資する指導を行う。第 3 回目は総括指導として、過去一年四カ月にわたるパキスタン政府の取り組みの進捗を確認し、不足している作業、遅延している作業があればその原因と改善策を提案するとともに引き続き審査員等への能力開発研修を実施する。そのうえで C/P 機関の現状や制約を踏まえた車両安全基準の導入、運用に向けたロードマップの作成支援を行う。C/P 機関の本邦技術指導ミッションにおいては、第 1 回 JASIC 専門家ミッション受け入れの際に指導を受けた基準導入に向けた作業手順や洗い出した課題について、日本での実施体制や手順、課題への対応策等を直に視察しパキスタンとの違いを把握するとともに、現状、審査、認証業務が未だ行われていないパキスタンでは困難な審査員等への実地研修を実施する。さらに日本国における車両安全基準を所管する国土交通省や関係機関を訪問し、日本国における同基準の運用行政の取り組みを聴取し、パキスタン国に不足していること、為すべきことの検証に生かす。両ミッションの時期、内容については JASIC、JICA 南アジア部、パキスタン事務所と事前に打ち合わせたのち、C/P 機関及びパキスタン国関係者と協議・調整の上で素案を作成する。

- ⑩ 国内自動車部品製造業の国際競争力強化、小型車の普及促進、ハイブリッド車を含む電動化の推進にあたる C/P 機関の能力強化支援のために、C/P 機関の幹部、実務担当官を対象とした第三国視察ミッションの企画、準備を行う。実施時期は第 2 次現地業務期間内、第 3 次現地業務期間内それぞれ一回とし(2023 年 2 月、6 月を想定)、参加者は各回 4 名程度、期間は移動日を含めて各々7 日を目安とする。視察先、視察時期、視察の内容については JICA 南アジア部、パキスタン事務所ならびに視察国所在の JICA 事務所と事前に打ち合わせたのち C/P

機関及びパキスタン国関係者と協議・調整のうえで素案を作成する。

- ⑪ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑫ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内作業期間（2023年1月中旬）

- ① 上記の業務結果を踏まえ、パキスタン向け自動車産業分野における投資に関心を有する日本国内の関連企業・団体等とメール等を通じて情報交換を行う。
- ② JICA 南アジア部に業務の進捗状況を報告する。

(4) 第2次現地派遣期間（2023年1月下旬～2023年3月下旬）

- ① 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に提出し、承認を得る。
- ② 第1次国内作業期間の活動内容を JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に報告する。
- ③ 第1次現地業務時に立案した第三国視察ミッション(1回目)を実施する。本アドバイザーはこれに同行し、視察先として想定する相手国政府機関、JICA の当該国事務所、日本商工会（自動車部会など）、JETRO、現地企業（日系自動車部品メーカー等）との面談において視察目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。
- ④ 第1次現地業務時に立案した JASIC 専門家ミッション (1回目)の受け入れを実施する。C/P 機関や基準認証に係る関係機関等、JASIC 専門家による技術指導の対象先との会合や視察にアドバイザーは同行し、本ミッションの目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。ミッション終了後、パキスタンでの車両安全基準の導入、運用に向け C/P 機関とともに作業工程表の作成を行う。
- ⑤ 第1次現地業務時に立案した C/P 機関の本邦 JASIC 視察ミッションの実施計画を策定する。渡航・滞在費については、原則 JICA 負担とする。また、本ミッション時には、本邦におけるパキスタン自動車産業セミナーを開催または共催することとし、会場経費等関連経費については原則 JICA 負担とする。セミナーの対象は、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会等の業界団体所属企業を想定する。同セミナーにおいては、ミッション参加者からのパキスタンの自動車産業振興施策、車両安全基準の導入・実施施策等についてのプレゼンテーションに係る支援を行なう。加えて、本アドバイザーから現地業務期間に得られた調査結果を整理し、プレゼンテーションを行なうことを想定する。

- ⑥ 第1次現地業務時に立案した C/P 機関の第三国視察ミッション(2回目)について、関係機関と連絡・協議を行ったうえで実施案を作成し、参加募集を含めて実施のための調整を行う。
 - ⑦ パキスタン向け自動車産業分野における投資に関心を有する日系企業からの投資相談に対応するとともに、各種許認可や投資インセンティブ、SEZ への入居を所管する政府機関との面談機会をアレンジする。
 - ⑧ 日系企業商工会（カラチ(毎月開催)、ラホール（隔月開催）の定期会合に出席し、日系企業（自動車産業）、在パキスタン日本国大使館、在カラチ日本国総領事館、JETRO カラチ事務所等と情報共有を行う。また、日本・パキスタン官民合同経済対話において構築された日系自動車メーカーと C/P 機関との定期協議が行われる場合はこれに参加し、双方による対話を促進する。さらに、パキスタン自動車製造業協会(PAMA)及びパキスタン自動車部品工業会(PAAPAM)等の業界団体と必要に応じて情報交換を行い、有益な情報について C/P 機関への情報提供・助言を行う。
 - ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑩ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (5) 第2次国内作業期間（2023年4月上旬）
- ① 第2次現地派遣期間までの業務結果を踏まえ、パキスタン向け自動車産業分野における投資に関心を有する国内の関連企業・団体等とメール等を通じて情報交換を行う。
 - ② JICA 南アジア部に業務の進捗状況を報告する。
- (6) 第3次現地派遣期間（2023年5月中旬～2023年7月中旬）
- ① 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に提出し、承認を得る。
 - ② 第2次国内作業期間の活動内容を JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に報告する。
 - ③ 第1次、第2次現地業務時に立案した第三国視察ミッション（2回目）を実施する。本アドバイザーはこれに同行し、視察先として想定する相手国政府機関、JICA の当該国事務所、日本商工会（自動車部会など）、ジェトロ、企業（日系自動車部品メーカー等）との面談において視察目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。
 - ④ 第1次、第2次現地業務時に立案した C/P 機関の本邦 JASIC 視察ミッションを実

施する。アドバイザーはこれに同行し、主たる視察先となる JASIC、また視察先として想定される日本国政府機関（国土交通省等）、JICA 本部、日本商工会議所、ジェトロ、日系自動車部品メーカー等との面談、さらに本邦におけるセミナー実施において視察目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。帰国後は、C/P 機関による本ミッションの成果、課題の整理、関係機関への報告等の実施を支援する。

- ⑤ 第三国視察ミッションの成果を最大限活用しながら以下の活動に取り組む。
 - ア) 第 1 次現地業務時にリスト化した、コスト面、品質面等から外国製（輸入品）と競える可能性のある部品の国際競争力強化策ならびに輸入代替品開発策を提言する。イ) 第 1 次現地業務時に行った各種情報収集、他国事例との比較、検討に基づき、小型車ならびにハイブリッド車を含む電動自動車の生産、普及促進策についての提言を行なう。そのうえで、C/P 機関とともに上記施策の策定に向けた実施体制を確立し、役割分担を明確にした実行スケジュールを確定したうえで C/P 機関とともに活動を実施する。
 - ⑥ 第 1 次現地業務時に立案した JASIC 専門家ミッション(2 回目)について、本現地業務期間に実施する本邦 JASIC 視察ミッションの成果を踏まえ、具体的な日程、視察・指導内容等の実施計画を作成する。時期、内容については JASIC、JICA 南アジア部、パキスタン事務所と事前に打ち合わせたのち、C/P 機関及びパキスタン国関係者と協議・調整のうえで決定する。
 - ⑦ パキスタン向け自動車産業分野における投資に関心を有する日系企業からの投資相談に対応するとともに、各種許認可や投資インセンティブ、SEZ への入居を所管する政府機関との面談機会をアレンジする。
 - ⑧ 日系企業商工会（カラチ(毎月開催)、ラホール（隔月開催）の定期会合に出席し、日系企業（自動車産業）、在パキスタン日本国大使館、在カラチ日本国総領事館、JETRO カラチ事務所等と情報共有を行う。また、日本・パキスタン官民合同経済対話において構築された日系自動車メーカーと C/P 機関との定期協議が行われる場合はこれに参加し、双方による対話を促進する。さらに、PAMA 及び PAAPAM 等の業界団体と必要に応じて情報交換を行い、有益な情報について C/P 機関への情報提供・助言を行う。
 - ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑩ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (7) 第3次国内作業期間（2023年7月下旬）
- ① 上記の業務結果を踏まえ、パキスタン向け自動車産業分野における投資に関

心を有する国内の関連企業・団体等とメール等を通じて情報交換を行う。

- ② JICA 南アジア部に業務の進捗状況を報告する。
- (8) 第4次現地派遣期間（2023年9月上旬～2023年12月上旬）
- ① 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICA パキスタン事務所及びC/P 機関に提出し、承認を得る。
 - ② 第3次国内作業期間の活動内容を JICA パキスタン事務所及びC/P 機関に報告する。
 - ③ これまでの現地業務時に立案、計画した JASIC 専門家ミッション(2回目)の受け入れを実施する。C/P 機関や基準認証に係る関係機関等、JASIC 専門家による技術指導の対象先との会合や視察にアドバイザーは同行し、本ミッションの目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。ミッション終了後、C/P 機関における車両安全基準の導入、運用状況および課題に基づき、C/P 機関とともに実施促進、課題解決に向け作業工程表のレビューを行う。実施体制等の見直しが必要となる場合、アドバイザーは C/P 機関とともに同見直し作業にあたるとともに、関係機関との諸調整が必要となる場合はそのコーディネートも行いながら C/P 機関の取り組みを支援する。
 - ④ これまでの現地派遣時の活動を通じて把握したパキスタンの自動車産業振興施策ならびに車両安全基準の導入、運用上の課題および当該課題の解決に向けた C/P 機関及び関係機関における行動計画と進捗状況、また、これまでに実施した JASIC 専門家ミッションの受け入れおよび C/P 機関による二度の第三国視察ミッションの成果を、現地日本商工会（ラホール、カラチ）会員企業を対象にオンラインセミナーにより情報提供を行う。
 - ⑤ ハイブリッド車を含む電動化推進に係る活動として、パキスタンの自動車産業における大気汚染の原因を分析し、各々の原因に対する対策（例えば CO2/燃費規制、排ガス規制（Euro4-Euro6）導入へのロードマップ、電化推進政策、車検制度等）について、C/P 機関および関連省庁と協力し政策提言を行う。
 - ⑥ 第1次現地業務時に立案した JASIC 専門家ミッション(3回目)について、これまでに実施した二度の同専門家ミッションならびに第3次現地業務時に実施した C/P 機関による本邦 JASIC 視察ミッションの成果を踏まえ、具体的な日程、視察・指導内容等の実施計画を作成する。時期、内容については JASIC、JICA 南アジア部、パキスタン事務所と事前に打ち合わせたのち、C/P 機関及び「パ」国関係者と協議・調整のうえで決定する。
 - ⑦ 第1次、第3次現地業務時に実施した、車両安全基準を満たす車輛の「パ国」における普及促進、同安全基準を満たす国産部品の開発促進、国産部品の国際競争力強化ならびに輸入代替品開発、小型車ならびにハイブリッド車を含

む電動自動車の生産、普及促進のための施策提言に基づく C/P 機関の活動状況を確認する。そのうえで、施策策定に向けた実施体制や実行スケジュール上の不備、または実施に際しての課題が生じている場合は C/P 機関をとともに当該課題の解決策を検討し、施策策定に向けた C/P 機関の取り組みを支援する。課題解決策を検討するにあたり、当該課題分野の取り組みにおいて先行する第三国の事例研究が望まれる場合、3 回目の第三国視察ミッションを企画、立案する。実施時期は第 5 次現地業務期間内に一回とし(2024 年 5 月を想定)、参加者は各回 4 名程度、期間は移動日を含めて各々 7 日を目安とする。視察先、視察時期、視察の内容については JICA 南アジア部、パキスタン事務所ならびに視察国所在の JICA 事務所と事前に打ち合わせたのち C/P 機関及びパキスタン国関係者と協議・調整のうえで素案を作成する。

- ⑧ JICA パキスタン事務所と協議・調整の上で自動車産業振興分野における次期協力案件を検討し、パキスタン国政府省庁・機関等に対する提言を行う。これに基づき、パキスタン国政府省庁・機関等に対して要請書の作成・提出にかかる助言・支援を行う。
- ⑨ パキスタン向け自動車産業分野における投資に関心を有する日系企業からの投資相談に対応するとともに、各種許認可や投資インセンティブ、SEZ への入居を所管する政府機関との面談機会をアレンジする。
- ⑩ 日系企業商工会（カラチ(毎月開催)、ラホール（隔月開催）の定期会合に出席し、日系企業（自動車産業）、在パキスタン日本国大使館、在カラチ日本国総領事館、JETRO カラチ事務所等と情報共有を行う。また、日本・パキスタン官民合同経済対話において構築された日系自動車メーカーと C/P 機関との定期協議が行われる場合はこれに参加し、双方による対話を促進する。さらに、PAMA 及びパキスタン PAAPAM 等の業界団体と必要に応じて情報交換を行い、有益な情報について C/P 機関への情報提供・助言を行う。
- ⑪ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑫ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う

(9) 第 4 次国内作業期間（2023 年 12 月中旬）

- ① 上記の業務結果を踏まえ、パキスタン向け自動車産業分野における投資に関心を有する国内の関連企業・団体等とメール等を通じて情報交換を行う。
- ② JICA 南アジア部に業務の進捗状況を報告する。

(10) 第 5 次現地派遣期間（2024 年 4 月下旬～2024 年 7 月下旬）

- ① 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に提出し、承認を得る。
- ② 第 4 次国内作業期間の活動内容を JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に報告する。
- ③ 第 4 次現地業務時において 3 回目の第三国視察ミッションを企画した場合はこれを実施する。本アドバイザーはこれに同行し、視察先として想定する相手国政府機関、日本商工会（自動車部会など）、現地企業（日系自動車部品メーカー等）との面談において視察目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。ミッション終了後、これまで実施した第三国ミッションの成果と課題をとりまとめたうえで、C/P 機関とともに、車両安全基準を満たす車輛のパキスタンにおける普及促進、同安全基準を満たす国産部品の開発促進、国産部品の国際競争力強化ならびに輸入代替品開発、小型車ならびにハイブリッド車を含む電動自動車の生産、普及促進のための施策策定、実施に向けた現行の実施体制および実行スケジュールをレビューする。実施体制等の見直しが必要となる場合、アドバイザーは C/P 機関とともに同見直し作業にあたり、関係機関との諸調整が必要となる場合はそのコーディネートも行いながら C/P 機関の取り組みを支援する。
- ④ JASIC 専門家ミッション（3 回目）の受け入れを実施する。C/P 機関や基準認証に係る関係機関等、JASIC 専門家による技術指導の対象先との会合や視察にアドバイザーは同行し、本ミッションの目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。ミッション終了後、計 3 回に渡り実施した本ミッションの成果と今後の課題をとりまとめ、C/P 機関とともに車両安全基準の導入、運用行政の実施促進、課題解決に向け、これまで作成した作業工程表を再度レビューする。実施体制や実行スケジュール等の見直しが必要となる場合、アドバイザーは C/P 機関とともに同見直し作業にあたり、関係機関との諸調整が必要となる場合はそのコーディネートも行いながら C/P 機関の取り組みを支援する。
- ⑤ 現地派遣期間の活動を総括するとともに、パキスタンの自動車産業振興ならびに自動車産業分野における投資促進のために C/P 機関及び関係機関が実施すべき事項を提言として取り纏めたうえで、C/P 機関職員の能力向上ならびにパキスタン関係機関の啓発を目的とした自動車産業振興施策に係るセミナーを実施する。実施に当たっては、他のアジア諸国における事例との比較、ならびにパキスタン既進出企業へのヒアリングに基づく対パキスタン投資に対する日系企業等の将来見通しについて分析を行い、改善が求められる施策を具体的に訴求するプレゼンテーションとなるよう C/P 職員とともに工夫を行うよう留意すること。期間は約 2 日間、場所はラホール及びカラチを想定

している。

- ⑥ 上記5)によるセミナーの実施報告を含め、本アドバイザー活動の総括報告として、現地日本商工会（ラホール、カラチ）会員企業を対象にオンラインセミナーを実施する。本セミナーにおいては、これまでの現地派遣業務を通じて把握したパキスタンの自動車産業振興施策における改善点と課題、課題解決に向けアドバイザーが実施した施策提言を含む支援活動、C/P 機関におけるミッション活動を含む課題解決に向けたこれまでの取り組みとその成果に基づく行動計画およびその進捗状況について報告を行う。
- ⑦ 自動車産業振興分野における次期協力案件につき、2024 年度中に要請または採択が完了していないようであれば、2025 年度中の要請及びまたは採択に向けて、JICA パキスタン事務所と協議・調整の上で、パキスタン政府省庁・機関等に対する助言・支援や、JICA・日本政府による要請案件の検討に資するための情報収集・提供を行う。
- ⑧ 第5次現地業務完了に際し、第5次業務結果報告書（第4次国内業務及び第5次現地業務が対象、英文）をC/P 機関に提出し、報告する。
- ⑨ JICA パキスタン事務所に第5次業務結果報告書（和文・英文）を提出し、業務結果を報告する。

(11) 帰国後整理期間（2024年8月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。

業務の具体的内容（案）などを記載。

英文3部（JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部、C/P 機関へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文3部（JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部、C/P 機関へ各1部）和文2部（JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部へ各1部）

ただし、第5次現地業務結果報告書（和文）は(3)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

2024年8月9日(金)までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本→カタール→イスラマバード→カタール→日本を標準とします。コロナ禍により欠航便がある等の場合は、見積時点で現実的な航路にて見積ってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICAパキスタン事務所より業務従事者に対し、必要に応じ臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 任国内航空賃
- ・ 消耗品費
- ・ 通信運搬費
- ・ 資料作成費
- ・ セミナー・ワークショップ等開催費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地人月及び渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の通りそれぞれ 13 人月及び5回を上限とします。また、派遣期間については、各年の断食月（ラマザン）及びイード休暇（断食明け及び犠牲祭の2回）やその他の宗教行事・公休日を勘案の上で提案してください。パキスタン政府における新型コロナウイルスへの水際対策として現在、同政府が指定する携帯アプリ「Pass Track」のインストールと必要情報の入力、必要回数のコロナ・ワクチンを接種したことを証明する文書（英文）の携行を条件に原則、現地到着後隔離なく入国が認められています。ただし、入国者に対しランダムに抗原検査が行われており、同検査の対象となり陽性判定がなされた際は自宅等での10日間の自己隔離が必要となります。仮に自己隔離となった場合は、滞在先からの遠隔での業務を認めます。なお、パキスタン政府によるコロナ感染拡大防止措置については突然発表されるため、渡航の際は最新情報の入手に努めてください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：産業・生産省工業開発庁内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構南アジア部南アジア第二課 (mail: 4rtd2@jica.go.jp) にて配布します。

・自動車産業振興アドバイザーⅢ、投資環境整備アドバイザーⅢ業務完了報告書（貿易投資促進支援業務報告書(JICA、2017年9月～2021年2月)

・自動車産業振興アドバイザーⅡ(第2年次派遣)業務完了報告書(JICA、2016年8月-2017年7月)

・自動車産業振興アドバイザーⅡ(第1年次派遣)業務完了報告書(JICA、

2015年4月-2016年3月)

・自動車産業振興アドバイザー I (第2年次派遣)業務完了報告書(JICA、2014年1月-12月)

・自動車産業振興アドバイザー I (第1年次派遣)業務完了報告書(JICA、2012年10月-2013年11月)

・パキスタン・イスラム共和国自動車産業振興に係る情報収集・確認調査(JICA 2021年8月)

・パキスタン国自動車部品製造業技術移転プロジェクト業務完了報告書(JICA 2019年8月)

・パキスタン国車両保安及び排ガス基準策定アドバイザー業務完了報告書(JICA 2017年10月)

・Automotive Development Policy 2016-21 (パキスタン国産業・生産省工業開発庁)

・Auto Industry Development and Export Policy 2021-2026 (パキスタン国産業・生産省工業開発庁)

・Electric Vehicle Policy (パキスタン国産業・生産省工業開発庁)

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) 安全管理

① パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話(スマートフォン)に加え、無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用

意すること。必要経費については、臨時会計役として委嘱される通信運搬費から支出可能。

② 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICAパキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所安全班の指示に従うこと。

③ 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

④ 宿舎及びレンタカーについてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、JICAパキスタン事務所の指定するホテル・レンタカー会社を利用すること。

（４） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じるようになっており、これについてはJICA事務所が手配・便宜供与を行います。

ア) セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輛に同乗させる。

イ) 使用する車輛は全てランドクルーザー・タイプのものとする。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的

な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上